

貞丈雜記

十六上

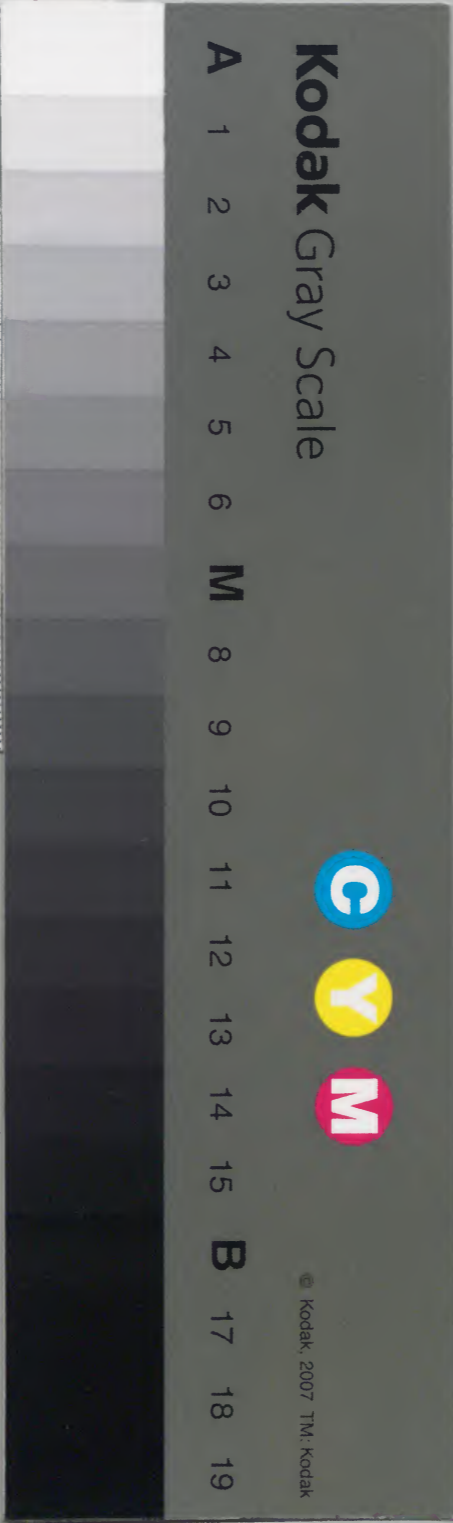
五九〇番

| | | | | |
|------|------|-----|-----|-----|
| 内閣文庫 | | | | 和書類 |
| 一五三函 | 一四二號 | 三二冊 | 一七架 | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 大政官文庫 | | | | 和書門 |
| | 二〇二 | 一三八 | 三二冊 | |
| | | | | |
| | | | | |

| | |
|------|-----------|
| 内閣文庫 | |
| 番號 | 和 11422 |
| 冊數 | 32 (31) |
| 函號 | 153 287 |

五九〇番





真文 雜記卷之十六

明治十二年購求

神佛類之部目錄

及開之事
 疏銘披卷之事
 繪馬之事
 十字之事
 軍神之事

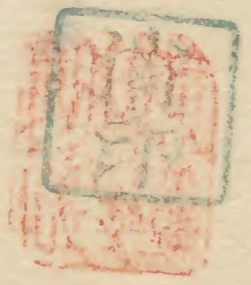


孝子之事
 卷數之事
 九字之事
 氏祚産土祚
 身固之事
 祚馬之事
 神又本地之事

志の繩の事
神道ハ日本の教

雜記十六

目一



八幡大神宮
 物忌
 聖天摩利支天
 まいき坊主
 神
 輪録
 泰山府君
 疱瘡神
 權現と云事
 佛像の目玉を合る事

夢想
 方遠
 冥加
 不とけ
 巴を神の故と云事
 和尚
 疫病神
 うぬきと云
 拍子の事
 神水

いんのこと事
 百夜参る事
 得度と云事

佛圖の事
 千度後と云事
 繪馬書法

諸結之部目録

結結杖之事
 こまの結と云事
 けさく事と云事
 法病と云事
 志と云事

軸物と紐留結
 貝柄と結結と云事
 と云事
 ひもむき
 花むき

- あらひ結
- かしら
- 茶物の結

凶事之部目録

- 忌服之事
- 中陰之事
- 精進之事 ニテ案
- 首行器入事
- 死人院号付事
- いもろ結
- 喪服之事
- 廟
- 獄門之事
- 他界
- 拷問
- 石領没収

- 首を酒に浸す事
- 死人額に三角紙付事

雑事之部目録

- 氣色と云事
- 芝居之事
- 遊藝者
- 法徳目之事 ニテ案
- 牙子馬子
- 香舎

- 素服之事
- 切服之事

- 節分之事
- きりりやう
- 赤後に出仕
- 公事と云事
- 非家のあしれ
- 香間

- 香合
- 口傳之事
- 上表之事
- 子一ツ五ツあるの事
- 枕向之事
- 一二の事
- 延年
- 白炭之事
- 徳政之事
- 関東坂東

- 香聞香合沙法
- 成敗之事
- 時刻五更之事
- 貝覆の事
- 南天
- 炭つゝの事
- 田舎の古風跡の事
- 夜之灯
- 心あはれの事

- 空焼之事
- 生氣の方

- 蛭端之事

書籍之部目録

- 大双紙六品何の事
- 弘安禮節
- 加々草系
- 秘書之事
- 虎韜之卷
- 犬追物秘記

- 三儀一統の事
- 虎之卷
- 書籍真偽
- 藤九郎盛長記
- 鎌倉年中行事
- 兎のとの事

- 一 嶋津十郎左衛門大進物之書
- 一 訓閱集
- 一 書物之書入
- 一 篇章句讀
- 一 因典外典
- 一 授合授讐
- 一 往解釋抄
- 一 寫本
- 一 唐土之書
- 一 奥州十二年合戰繪
- 一 布衣記
- 一 楠七卷書
- 一 書物之朱引
- 一 序跋凡例
- 一 歌書詞書
- 一 著述編輯
- 一 書籍發卷之書
- 一 義經記
- 一 高忠少書
- 一 心史實錄事記漏方等

- 一 前太平記
- 一 室町記
- 一 江源武鑑
- 一 八廻日記

以上

- 一 和漢朗詠集
- 一 先代舊事本記
- 一 日記之目之記

貞丈雜記卷十六

神佛類之部

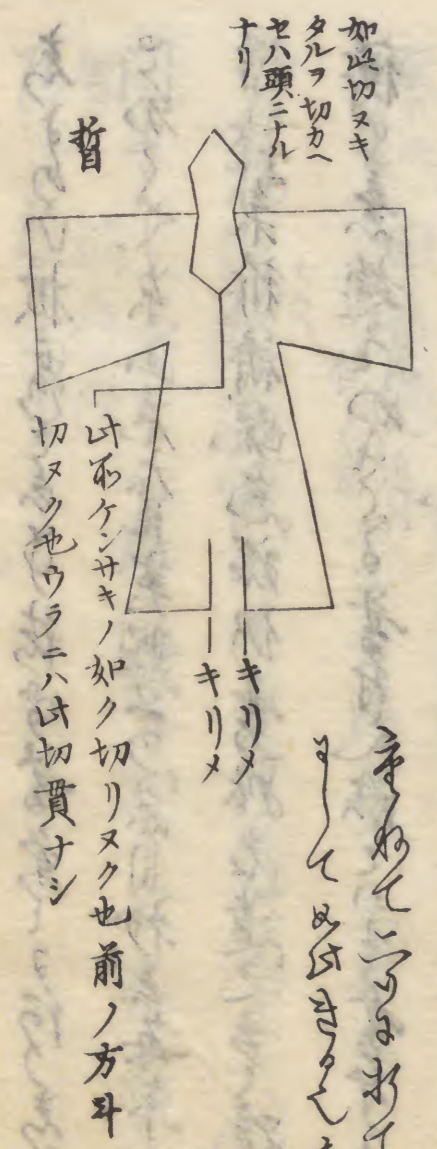
一 反^シ用^イと云ハ神拜の時あるに陰陽師の法之是
 の反用五是の應んとい九是の反用あるとあり陰陽師
 の尋^シ学^イかべし又用配とも書く古代貴人出陣のあは
 必陰陽師をくると反用を行はしむる日記見えたり
 東鑑卷廿三建保六年六月廿七日丁卯晴將軍家任

伊勢貞友
 千賀春城
 岡田光大
 同 校

在共憚き、按當り古書ハ文字ハ相違ニ記セリ、
 されバ同坏も反同も同事あり、きり同坏ハ座と云ハ
 悪き方角と云元、うらま悪き方角を、破る呪禁
 の方術を、しるを反同を、しるを、きり將軍家
 あり、出行の前ハ必反同を行、しるハ悪き方角を、
 破る呪禁あり、きり

あて相と云ハ、是も陰陽師ハ祈禱を、しる時陰陽師
 の方より紙見人形を作り、しるを、しるを、あて、
 陰陽師の方へ送、しる人形を、以て祈禱、しるを、
 相後、川へ流、しる、保民、お徳、しる、木の、しる。

一人の、か、きり、あて、しる、きり、の、あて、相
 し、せん、と、云、新、あり、か、しる、と、ハ、人、形、の、し、又、小、神、の、し、を、
 あて、相、と、云、あて、しる、も、新、禱、の、時、あて、しる、小、神、を、人
 形、の、代、り、あて、しる、も、小、神、を、あて、相、と、云、
 うらま、あて、しる、小、神、の、是、云、の、お、しる、は、あて、しる、と、云、



一 高野のい披露と云り法皇書案と何り高野のい疏詔
 といふく、東山老大臣実熙公の名目抄云毎年誕生日維那
 僧持系祈禱疏乞詔仍書姓名遣之云々疏といふ祈
 禱の意趣をわきま。書付之詔といふ書付は手紙の
 姓名を書きよす。

一 八日ん老めといふ巻教と云之も祈禱の札と云ふ奉轉
 讀大般若六百卷又いふ南千卷陀羅尼又いふ中臣板子産
 ありと其と云ふ。經文の教を書く故巻教と云ふ。
 梅のまゝといふ梅の枝ありと付く逢上と云ふ物也。

一 卷數クマヅの年 上色といふは記せぬ經文の教を書く

梅のまゝといふ梅の枝ありと付く逢上と云ふ物也。
 卷數の年 上色といふは記せぬ經文の教を書く

内は八日祈禱の趣を書く。又室町殿の阿の徳寺法社
 けりの巻教を將軍家といふなりと云ふ日記を見ん
 知るべし。それより昔の巻教をひききて後むるも
 あり源平盛衰記廿七の卷實源太元
法の条云安祥寺に実源
 阿闍梨朝敵追討の作兼て太元法行て由巻教進
 上をば披見ある。又平家滅亡の由江邊あり云々又
 同書廿八卷陳氏追討
使ノ条云白淨衣の立烏帽子長く老翁
 六人梅のハハ格は巻教付て各持て六人の大將軍と云ふ
 門出と云ふを照し拵につく各巻教を披て後
 孫けねと云ふ面白き

太平記卷二十九
將軍上洛の条に
されハキ以又仁
美社の法多向
扇を扇の法
ら後ヨ阿保
秋山河平軍

とてかきぬ人
もあまこれ
名れ太平記の
以り捨馬の
代り人取あ
をさす待細
しありあり
○本朝文粹十三大
江匡衡北野天
神は供幣幣并
種く物奈文百
二日法幣上紙百
庄色紙捨馬三
正トアリ

第一 維盛卿 コレモリ 堯雨斜漈 平家平國
頼阿俄流 源子失源

嚴嶋明神ヨリ 權亮三位中時殿書

第二 通盛卿 コレモリ 平家庭上 立不老門
源氏蓬苑 放毒箭鎗

嚴嶋明神ヨリ 越前三位殿書

卷数の又右の如く外四人の卷数今畧し書す付て是
神前は捨馬を懸るは法式ありは云人より法式ハあり
り將軍家ありは法式あり將軍家大名ありは神馬を
獻せりるは神馬を獻せりるのありぬ人の神馬の代り

神馬の形を懸り出で納るは是を後馬とて是畧儀
あり書すは法式ありは又神馬は姓名あり書す
るるも後馬も書すは何處をては神馬ハ四子
を付り名ぬこのかきおひ髪尾のあり書すは
付捨末に記 風呂記に云んはしり後馬も是神馬
名づくをさう後ハ神馬の形を懸りすりて
獸人形を外捨るの物を名づくハありし
九字と云り此兵闘者皆陣列在前と唱ふは
■ 此あり形を空井は書くは是を九字を切ると云
一字ハ一ハ宛不相あり九字を切りしハ劔平とて平を結

真言宗みど
人のあま七九字
を行ひのきある
百をくはをを
人をかどうす
百を九字の
まじくははは
執をつか出が
ありまはは
才あり

て九字を切ると是皆真言宗の習りて去言宗の出
部より傳を更けされが用ようずとてくは九字平の
道家の法之道家といふ仙術とて他人の方を行ふ者
あり祈禱あどをもすといふ道家の書に抱朴子といふ
書ありそは九字有り陰兵闘者皆陣列在前行
と有り是其言字は借り用の成べし武家も九字
を用るも何の故記之又云陰陽師の道家の方
十字とて道家の法成べし子の中は指の先もく九字
を寫し極りてゆけが己がひを除きさいひまうと云

天 大名高位ノ人ニ向フ 龍 海川舟橋ヲ 虎 廣野原深山 王 弓箭
時此字ヲ書ク 海ル時書之 ニ向フ時書之 兵杖

軍陣山賊夜 **命** 心モトナキ食物ニ向フ時 勝 市町賣買諸 是 病人之家
行ノ時用之 書之又啞ノ字ヲモ書 勝負ノ時書之 ニ入時用之

鬼 魔可へ行 水 身不淨ノ氣ヲ 大 万悦言喜
時用之 ハラフ時書之 大ノ時書之

新撰姓氏録云
竹田川邊ノ連火
明命五世之後也
仁徳天皇御世大
和國十市郡刑坂
川之辺有竹田神
社因以為氏同居
住馬緑竹天美
供御箸竹因茲
賜竹田川邊連

右大祕事也といみづりに傳えずとて是も去言宗の
出家の習事也出家より傳を更けが用立すとてたと
か家より傳を更けりた何の志もあらずとてはぬ
氏神と云ふ土神といふるも是も人あり何やまうて土神
ハ人とはとたる左木の珠守の神ハ氏神ハ氏の元祖神ハ
藤原氏ハ天兒屋根命ハ平氏ハ桓武天皇を氏神とす是
橘氏ハ敏達天皇を氏神とす源氏ハ清和源氏ハ清和天
皇嵯峨源氏ハ嵯峨天皇村上源氏ハ村上天皇を氏神とす

長サの七五三の百の寸法下は不の教示法式を

一 神馬は志の付糸の事おやひ敷の井と左右合を

おやひうこ 額髪あり 志のこの髪 志のこの髪 志のこの髪 尾のあまおやひは七

尾のあまおやひは 尾のつけねの色 志の 志の如く七五三の数を付し三條一統はおやひ

髪は七の志のこの髪は五の尾のあまおやひは三の付の事なり

一 神社よりして神馬毛色忌嫌の事馬の記は記也

一 神道は日本の教を元祖は天照大神之儒道は唐土の教

よりして元祖は孔子之佛法は天竺國の教を元祖は釋迦也

儒道は應神天皇の法時百濟國より後多佛法は欽明天皇

の法時百濟國より後 百濟國は七の朝鮮國の内 佛法は神の忌は神の法

あるは時神のとうありて天下に疫病を布りし日本記流

神は本地と云りあり天照大神の本神は何孫他等之八幡

宮の本神の観音とありて云りて元來佛は佛日本の神は神

別とありて云りて弘法大師傳教大師あるの僧本

地と云りて作り出して日本の神も本は佛と云りて佛

法を貴き振は云り振へたる物なりやうの事ハ釈迦も云ひを

うす經文もあきまりあれども其時代の世の人おろしを

たごうかきと始めより今もあまを起傳りて道

かへる

一 八幡太神宮を八幡太菩薩と菩薩號ををりて

一 さいき坊主山伏陰陽師神子祿宜あまのりくの傳を
 いひ愚人をたがうう〜金根をたぐる工をすも是れ
 けとのかいとまてものかいといは法友の害之正道ある
 る或るやず人をたがううも天天下の法友の害を成し
 一 佛をかつけとまて或説ふ佛法初て日本へ傳りし時
 外國の法を信仰もるを日本の祿にふたたりけり
 夜病マクヒヤクをりて法マクヒヤク人マクヒヤク藝マクヒヤク家マクヒヤクありけりけり
 を畧しとわつけとあけりうとまて又一説は佛法をま
 あが人の連ひの心かどけるあわつけとまていり
 ちあ説にもに非し佛をば天竺國よりい浮屠と云

巴ノ字ハ巴蛇ト
 云ヘヒノ形ヲ似
 セテ作リ名ヲ
 ニテ巴ハヒノ名
 一 巴ノ字ノ形
 是ニ似タル故日
 本ニテトモ丑ノ
 字ニ用タルナリ

又佛フタ陀タとも云へされバ浮屠フトケ家ケ又佛フタ陀タ家ケとも云を而し
 けと云てめと不フ五ト音ケ通ケとてたととと五音通とて
 ハヒフヘホ同し音
 タチツテト同し音
 一 家の字ハ傷家陰陽家神道とて
 一 神をうこと云ハ上之トモ貴トモト云べき物あり故上トモかえ
 一 巴を神の法紋とす故に祿書ハハと云中トモ僧トモのあふ
 一 人の定紋あざと云後世始りては禁裏
 一 伊勢太神宮へ納りて
 一 形ハナリ 一 巴を絵のりて云されバトモ納トモ絵トモといふ也

月の紀は大臣遣^メ阿曇連^{アツミノムラシ}阿倍臣^{アホノオン}摩侶^{マロ}二臣^ニ合奏^{カウ}于

天皇曰^{カツラキノアガタハ}葛城縣者^{モトヤツカゲノアスナリ}元臣之本居也^{トスカハチ}故因其縣^{トスカハチ}為姓名^{トスカハチ}

阿^ア本居^{ホノ}の二字^ニうぶ名^ナあり古よりよき傳^ツたり本居^{ホノ}

かとのをう^ウと^トう^ウして産^ウきたる^ウを^ウえ^ウう^ウぶ^ウは^ウ産^ウと^ウは^ウ身

ハ^{スナ}土^{スナ}之^{スナ}姓^{スナ}れ^{スナ}バ^{スナ}本^{スナ}居^{スナ}神^{スナ}と^{スナ}神^{スナ}の^{スナ}字^{スナ}を^{スナ}と^{スナ}して^{スナ}い^{スナ}ふ^{スナ}べ^{スナ}し^{スナ}う^{スナ}ぶ^{スナ}身

あり^{スナ}斗^{スナ}ま^{スナ}し^{スナ}ハ^{スナ}神^{スナ}の^{スナ}多^{スナ}り^{スナ}あり^{スナ}也^{スナ}

一^{ズン}權^{ズン}現^{ズン}と^{ズン}云^{ズン}ハ^{ズン}佛^{ズン}あり^{ズン}と^{ズン}云^{ズン}り^{ズン}と^{ズン}神^{ズン}道^{ズン}ハ^{ズン}云^{ズン}え^{ズン}權^{ズン}現^{ズン}と^{ズン}云

て^{ズン}カ^{ズン}マ^{ズン}リ^{ズン}何^{ズン}も^{ズン}多^{ズン}く^{ズン}と^{ズン}よ^{ズン}む^{ズン}と^{ズン}佛^{ズン}苦^{ズン}薩^{ズン}の^{ズン}教^{ズン}の^{ズン}衆^{ズン}生^{ズン}

濟^{ズン}出^{ズン}の^{ズン}方^{ズン}便^{ズン}の^{ズン}あり^{ズン}カ^{ズン}マ^{ズン}リ^{ズン}身^{ズン}を^{ズン}疲^{ズン}し^{ズン}て^{ズン}け^{ズン}母^{ズン}あり^{ズン}

ハ^{ズン}れ^{ズン}終^{ズン}る^{ズン}と^{ズン}云^{ズン}ハ^{ズン}名^{ズン}也^{ズン}
衆生とハ世界の多くの人を云濟出とハ人を云く
と云ハ方便といふこのてだて之皆佛法の初あり

一^ニ神^ニを^ニ拜^ニむ^ニハ^ニ手^ニを^ニら^ニ川^ニり^ニ是^ニ目^ニ本^ニ神^ニ代^ニの^ニ礼^ニ之^ニ手^ニを^ニう^ニら^ニと

ハ^ニ云^ニハ^ニ拍^ニ手^ニの^ニ二^ニ字^ニハ^ニ日^ニ本^ニ紀^ニ持^ニ統^ニ天^ニ皇^ニの^ニ紀^ニハ^ニ即^ニ天^ニ皇

ハ^ニ卿^ニ百^ニ寮^ニ羅^ニ列^ニ再^ニ拜^ニ而^ニ拍^ニ手^ニ馬^ニ云^ニハ^ニ拍^ニ手^ニの^ニ二^ニ字^ニ云^ニの^ニ如^ニく

日^ニ本^ニ紀^ニハ^ニテ^ニヲ^ニウ^ニツ^ニと^ニ讀^ニ素^ニ水^ニり^ニ上^ニ古^ニより^ニし^ニカ^ニシ^ニハ^ニテ^ニと

い^ニひ^ニ習^ニハ^ニせ^ニり^ニ手^ニを^ニう^ニら^ニ時^ニの^ニ手^ニの^ニ形^ニカ^ニし^ニの^ニ葉^ニの^ニ取^ニり

似^ニる^ニ也^ニの^ニと^ニ云^ニハ^ニ名^ニ付^ニる^ニ由^ニ也^ニ又^ニ膝^ニ款^ニを^ニう^ニら^ニと^ニ云^ニハ^ニ

い^ニふ^ニも^ニ有^ニり^ニと^ニ云^ニハ^ニ開^ニ手^ニと^ニ云^ニり^ニあり^ニ神^ニを^ニ好^ニむ^ニる^ニ禮

也^ニ儀^ニ式^ニハ^ニ云^ニハ^ニ大^ニ嘗^ニ祭^ニ辰^ニ日^ニ献^ニ物^ニ拍^ニ手^ニ四^ニ版^ニ別^ニ八^ニ度^ニ所^ニ謂^ニハ

開^ニ手^ニ也^ニ云^ニハ^ニ此^ニ意^ニハ^ニ内^ニ裏^ニと^ニ云^ニハ^ニ大^ニ嘗^ニ會^ニの^ニ法^ニ祭^ニの^ニ時^ニ辰^ニの

日^ニの^ニ法^ニ祭^ニハ^ニ神^ニ膳^ニを^ニ献^ニじ^ニる^ニ事^ニハ^ニ四^ニ版^ニカ^ニハ^ニ手^ニを^ニう^ニら

額ニ犬ノ字ヲ印ス是アインノコト云祇園社守也一社ノ秘訣ノ

義アリ○小児の額ニ犬の字を著すニ古代よりあり

也ニ年山歩関ニ云大府記時房云日記康和五年八月廿七日ニ云ク

東宮遷御高松第戊尅御出宗通卿御額奉書犬字

先日女房奉仕ニ房子息顯降日日記ニ戊尅行啓

依レテ書阿也都古人事以テ予ニ為レ御使被申院為章抄

出ルヲ犬ノ字ヲ著スルヲ阿也都古人事トクトハハルヲレ

為章ハ水戸黄門先国依ノ時招カレテ彰考館水戸家ノ客儒ニ年山ト号ス

丹波国千年山住シ入也年山歩関以人ノ記也以外著述ノ書多シ和漢ノ学者ナリ

法蘭ノ事南朝記傳云正長元年春正月將軍不例日

を纏ておもりたのこころなきはより法蘭智を法蘭あり

べきの評定まろく之或ハ連枝の中の傍を還修レて衆

を継志の或ハ豫念の持氏世を治ん節量との人ハあらず

なり吳見何れを口きからずより徳を神をあらす

もしのせんとと島山満家石清あり法蘭をとり

々不青蓮院義園大僧正將軍日服法蘭は南り

臨ル○康富記云永享十年八月十五日今院は方

様法下向八幡中畧扈從殿上人兼日死者并中納言

雅世ハ少將雅親法忘用意之心輕服更出來但輕

服人不被憚之例在之昭徳度重服人皆以被之之

例在之間一あり何様哉兼日法沙法西論可為神

意之由之作出中山相之被考石法之被取法圖之処
輕服可被憐之由見法圖了

一 百度參平戸記延應二年二月十日院夜景蜜之卷
園依恒例之勤奉之數有百度指事又未濫文治五年
八月十日今日於謙倉法基所以濟所中ノ女房數等
有鶴岳百度參是奥別追罰法祈禱之とんえり
百度系といふ久しきり

一 千度被未濫治兼四年八月十六日永江藏人頼隆
勤一千度法被又延應二年六月十八日泰真朝臣今
日ニテ日於江鳴河勤修子度法被之旨被作付又

百練抄建永元年十月二日今日於院法所可有千
度法被依上皇法目不縁とんえり以木の文を以
考れば子度の被といふも久しきり

一 得度といふとくどくハ出家とあるとんえり又
七年殿中目之記云六月十五日东山殿法得安於
之舍院法得安法年五十一法法名道安法道号
喜山園山正覺園師法拜塔仍尚院在法依之
一 給馬書抄のり異奉隨兵日記既の神をハ生
馬の神と書之必給馬を可掛以馬をハ猪子引
す之給馬の書抄

奉掛

生馬神濟寶前

馬様引

敬白

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

緒結之部

さあぐの結のむきびやうの
包結記は給馬を考り記之

一 さぐで策の緒結扱きおよりて結び扱定りた家
法式何の扱ふ今世留まハヤあるにせども更了定
法ハあき津之古への策の緒ハ又策を外細
き箱あごハ皆片方ハ結を付て右一方のふん
り結の先を通してあごの上よりかき口あ結
あ方ハ結付くも策ハあ方ハあきむきあ
子策あごハあ方ハふんあり結ハあうむき
とつむき扱あり是ハ法ありさうあう

よりよるは結るとも能くありとれども子葉の
大事の物を入るくおあれば射結まきりて
むきびししるをハ結指あつねたおきしとけ
かきし又人むきびおせば巻敷あて遠くの人
人の手を付する事知し

一 軸物ダクモノの紐留指も別な法あり二巻まきりて端を
おと折めを三巻めの紐より上へまきりて
かき指あて二幅射紐の留指を右手中を
知る留指ある事とてむづうしき留指世にあり
いししのかけ紐ハ外題ケダイあり外題は紐の指子

尊者の名を中まきり書付ある事紐の結指
まきりしは及只者は記まきり三巻も五巻も
まきり紐の端をおとまきりて

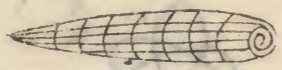
一 旧記よこまのむきび又こまむきびと云いむきび
の事又どんおちむきびといふ結口をおきあ
方はよまをまきり事と袋の結あまどんおち結
びと云い口をおき二つ合て四つの子をおし
どんおちの羽のこまあて片よまと云いおち
何りひつときた結る事又まきりしと云い
むきびの事又男結といふは垣やういあて

肘の結び扱へおまじむきひと云ハ男むきびを
老まするよしとむきびを云又ありと云
このもさげちと云きさうものくびちりつけも
かけむきびとも云ハ結を二重通して結の両端を
初め四つたる結の下を通して引出せと云舊の者
又山結かろる頭とあ羽を一つは云ハおののごとく
結をかろるも外にも用多るりあき結び扱へ
又むちむきびハ初めむきびよしとそ結のあま
里を本^{モト}むきびと結めの通りくくらせと結びめ
の二筋はおろふ扱はせと云又あがむきびハ表ハ

口といふ字の如く裏ハ十の字ある魚叶結といふ
又あげまきハ中ハ口といふ字の如く四角あり
上とあ方よりあ出で結の端ハ二筋下ハさごのりあり
あげまきの一名をもとんぶう結とも云又あひ
結ハ葵の葉を二つかさする扱はせ結ハ
あひ結をあひむきびといふ人あり何やまうと
云て結のむきびやうハあ~~~~包結記ハ
一 今世より具柄の結ハ鬼結と云むきび扱は
と云人あり 鬼むきびと云事古傳あり具柄

の結やう此半も包結記ししるべき
 一 けきま策の結の結核とて法式ハカハモと策ハ
 いししあき相之依て法式あり狭策のちハ調皮
 の部よりる也
 一 ぎて結のむきびやう物の包括形あざハ包
 結記ハ記す
 一 うさぎかいら智のふびと云結の結核唇の部ハ記す
 一 かけくしと云ハ籠の口おちひしと云結ある也
 籠結と云ハ結ひいろくの名あり既ハ記す
 一 三むきむしと云ハむきびめのかさありたるがこかと

罽



一 貝の形は似る也之にむきびといハあやうく
 とつれく糸はななり罽の字はあやうく
 諸^{モロカギ}狗^{カタカギ}はむきが片狗は結ハと云あり法狗と云
 かり己糸之あり糸のち之片狗とハカハ己糸のち之
 ちむむきびのこととむきびと云あり旧記はありひも
 どの素襖^{スアラ}のひさくれあとの胸紐^{ムナヒモ}のち之をあら^{ヒタ}
 垂^{タレ}あとのむきひもハカハラ己糸ハむきが有法と云
 一 ちむきぶるをひもむきびのめくといふ
 一 ちむきぶるをひもむきびとハカハめと云結をを云
 弓馬故実幕のち換の糸ハ折釘の上より

盛衰記卷卅九
 此女房ト申ハ
 故少納言信西
 孫様町中納言
 成範ハ娘中納
 言ノ局ト申元
 今年廿二ノ成
 タマウ琵琶ノ上
 手ニテ繪カキ花
 ムスヒ歌ヨミ手
 イツクシク書タ
 マウ云ク
 Cアハヒムスヒ

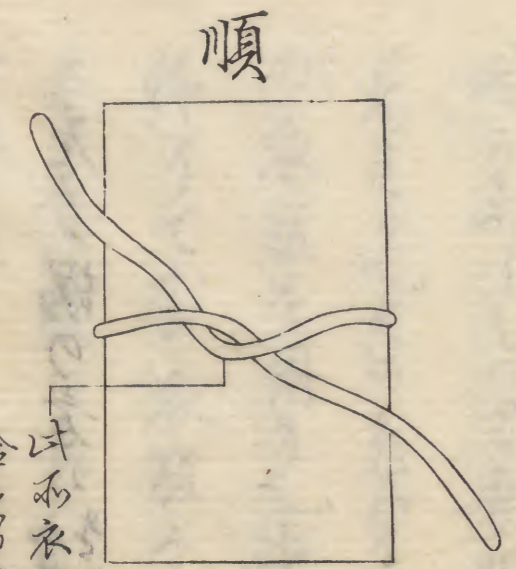


志アリ付ハ結ビテトアリ 是ハ胃の笠志アリ 禮
 の袖志アリ 結付ハむきびやうあれば

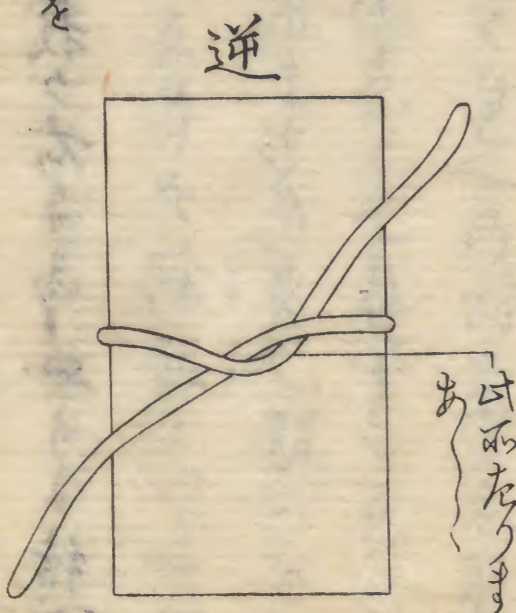
一 女の藝の内ハ後ノき花むきびと云フアリ古キ
 草紙ハ語志アリ見元ノ後書ハ後をかく見
 花結トハ相の結をあげます あハヒ結を外色
 括ハ花やうある結ビカクを多ハ元へたるをいふ
 是もアハヒの藝アリ

一 ありび結ヒト云ハありヒ結とも云結形ノ多ク丸
 細キくて蛇具ノ似ル者之是ハ蜻結ビの形ノ對
 してツクアリ 清少納言枕草子ハ あまのりき
 ものく

一 一箱の結志アリ 順逆アリ 順を用テ 逆ハ忌之
 一 一箱の結志アリ 順逆アリ 順を用テ 逆ハ忌之
 一 一箱の結志アリ 順逆アリ 順を用テ 逆ハ忌之



は衣服の前を
 合せること



は衣の裏を
 合せること

一 かのかぎに かたよか 結をむきあふは己よかの方ハ我の
のむき 老り端の方ハ あきの方 我グ右よあやうは結へ



一 結の結をむきあふは己よかの方ハ我の
 老り端の方ハあきの方我グ右よあやうは結へ

凶事之部

喪服ヲ素服ト云未ニシルス
 忌ト云ハ神事ニ死穢ヲ忌ムヲ云也古代ハ忌服ト立ヘ云フヲナシ服者ハ服ノアル限リハ神事ニ憚ルユヘ別ニ忌ト云事ハナキ也古代ハ服假ト云テ天子ヨリ假ヲ玉ハル也假ハ暇也葬送其外凶事ニ付テ用事アルユヘイトマヲ玉ハルナリ

忌服と云事 忌ハ人の死るけのきを神事ヲ
 忌將之服ハ衣服乃服トキ力の人死した敷
 時ヨリ此の旨喪服ト云之の旨衣服を
 忌むる也その色ハ白ク墨色ト云ねずく色の布
 の衣服を用る之常ニ用まじき色之服の目数
 終りてかの衣服をぬぎ去るを除服といふ
 又位ある人の服の内ハ解官ト云官を去るを服解
 と云服終て又元の官よあるを復位と云これハ

服ノ日数ノ事ハ
喪葬令ニアリ
假ノ日数ハ假寧
令ニアリ 服者ハ
服ヲモナカラ奉
公ヲ勤ルナリ

服解ハ服ヲ解キ子細ありて一旦官を去て又元の
官よりあるをバビて復任と云

一人死したる時が引こり喪服を著して居る

を喪と云はし時 モウチウ 朦中と云ハ喪中と云事をあや

まりて朦中と書し モウラウ 朦朧とつづく字見七月の

か不ろあるをいひて凶事は用る字又あらず喪

のるを朦氣あざと云人の弥あやまりとされ共

今ハ世のあははしは隠るべし

中陰と云ハ人死して七と四十九日のるを云中有 チウウ

とも云四十九日のるハ死したる人極樂へも行はず

地獄へも行ずしてまたひあり人によりて法を

して極樂へおもむく極まざる事とぞ是ハ出家

方の説あり 地獄極樂の事あるハ方便の説を皆假り後たる候あり

一 廟と云ハ今俗に云は オ 靈屋と云は時先祖の廟もあき

賤き人墓詣も事を廟系と云人ありあやまりて

墓系あり墓詣あざと云し 廟あは廟系と云へし

精進の事智度論に 併書 云有二精進一 身精進

為小ニ心精進为大佛説意業故云く精ハシラゲと

よむ米をシラゲとる如く身を清むるを云進ハスム

とよむ心は悟をまるとして亡者を祭る事

のこに心を遊して怠るざるを云あり

- 一 又云精進と云ハ志うけまむと云く身を
きよめ心つゞくして香餅事に進て怠るざるを云
之を黙奠肉あどハあすくすくをのろハくまお
あり故不用といはざるべき食物を用るハつゞく
之精進ハつゞくそのる之腥を食されバ亡者の
為よあるとあまハ心極遠之不幸の時の方乃
つゞく之口は腥のろぬおを食するハ怪の可
也法事をつゞむ故食物をも怪む
一 ともむひ状の状と云 書きまら書札の類は志す

一 香典又香奠と書く事書札の類は志す

一 獄門ゴクモンと云ハ牢屋ラウヤの門の事之罪人の首を切て
木の上よりけるを梟首キヤウシユと云之今時の人梟首
の首を獄門と云之されバ首を切て牢屋の門
あふかける心も教べ

一 軍陣の時首を切て行器ホカイは入る保元物語は
為義の子どもの首切て行器は入る事見へり
首桶の代りも用也

一 他界タカイと云ハ他界へ移きたる心之有ハ公方家乃
佛死去は限りて法他界と云然れとも古ハ平

光大曰齋食と
書こいひよむ
之日本紀よむい
とあり万葉集
又高宮をいひ
のこや齋庭い
ひにそとあり
日本紀よむい
とあり

又精進を志す^{シヨリヤウ}と云何れも古書よるなり
不領を没収せりと云ハ知行所を捨てる者罪科有ふ
依て之知行所を上へ取上げぬる之收せと云
同ド儀之知り所を儀へ没収せらるる也
敵の首を取て遠國に送るハ酒はひふを
ぬる之末監等九又云奉衡使者新田冠者高
平持参豫州首於腰越浦 中畧 件首納黑漆櫛浸
美酒云 是伊豫守義経ノ首ヲ奥州ヨリ送ル也 又太平記卷三十三 新田左兵衛佐義奥自害条
云兵衛佐并自害討死の首十三求め出^酒酒は
侵^江江守同下野守竹沢右京亮五取余騎

又と馬以反のおり^武武義の入間川の陣に
馳^糸糸のき

一 素服といふハ父母妻子木の死する時かありこの時不
着る装束ハ別喪の服之是をみぢと云ふと云
也本ハ反かつをぬるひつておひきその皮
の糸をとりたる麻布を用る之後ハ麻布を用
る事不ありたりすすみ色とてうす黒く漆
乾かありこの耐ありぬるぬ衣衣服を
之着墨色もいふ^ハかぬ色之素の字ハシロシ
ともスナホともよむ字之素服ハシロキ心りてハ

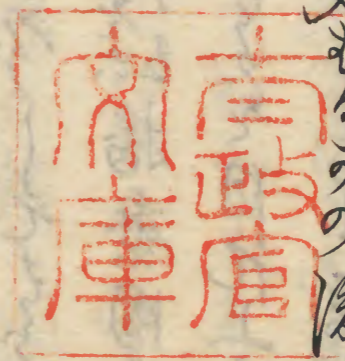
かゝる事不ある心してとりかざりあき心之忌服
の服も此衣服を忌める事を云ふ
うすしみ色ハ
前巻にむせ
ともき少し書このさうなるをまらびとせ
前巻の衣服ハいむき常ハ忌むべし

一 死人の額ハ白紙を三角よりしてあつる事有り
年中行事の絵巻物の内ハ凶事は淋の時まで
残しき志とるゆわう思き三角ある物を額ハ
あてしる絆を急ぐきたり是ひうひえ布といふ
物あり西行法師の歌ハ「條たためて雀を
まらむのさうハひくあるを」の布けあまのそと
よりの夫木抄考ハハ思き紙をたてて作る死人

ハ白紙にて作り用たるをぐえ侍の代りもや
清少納言枕草子に見る紙き物と云ふは法師
陰陽師の紙冠かりりしてさへつたをあり又
宇治拾遺物語巻六播磨國を法師陰陽師
の紙冠をとりてハラヒ後事を日記上人寂心と云僧の
とりのたる事とるより是も額をげし死

一 切腹セツブクの事日本紀以下の國史ハ自殺したる人の
名へたるハ皆自縊ミツカラケきて死しくびを或ハ火を放
て滅死せしむハあれども腹を切る事を見えず上
古ハ切腹あり保元物語ハ為朝廿八の家

申極よりしちをあてく腹のき切りこれと死ふ
水すうしちの骨をちつと切てそりしちちとん
えしちしちより武士勇業をいふえすべきなる
に腹を切る事始りあるべし君命とて臣は切
腹せしむる事ハ又まのちの後近氏始りし事



[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

